為期 25 年僱主資助計劃的資助比率

1. 本資助計劃只涵蓋僱主就僱員於 **2025 年 5 月 1 日（即「轉制日」）或之後的僱傭期所衍生的遣散費／長服金支出**（即「遣散費／長服金轉制後部分」）。

2. 資助款項以僱主實際已支付給僱員的遣散費／長服金轉制後部分淨額，或根據《僱傭條例》僱主須向僱員支付的遣散費／長服金轉制後部分淨額計算，以較低者為準。

3. 在每個資助年度，僱主合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分支出[1]總額以 50 萬元為界線，就界線內及界線外的個案的資助比率／「封頂」金額分別載列於下表 1 及表 2。

表 1：屬同一資助年度 50 萬元界線內的資助申請

<table>
<tr><th colspan="2">資助年度</th><th>資助款額</th></tr>
<tr><td colspan="3">在首九個資助年度，僱主就每名僱員所需負擔的遣散費／長服金轉制後部分支出設「封頂」金額。資助款額為下述兩種計算結果中的較高額者—
（a）按合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額，及適用資助年度的資助比率計算所得的資助款額；或
（b）合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額減去「封頂」金額後的餘額。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>2025 年 5 月 1 日至
2026 年 4 月 30 日</td><td rowspan="3">（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 50%；或
（b） 超出「封頂」金額 3,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2026 年 5 月 1 日至
2027 年 4 月 30 日</td></tr>
<tr><td>3</td><td>2027 年 5 月 1 日至
2028 年 4 月 30 日</td></tr>
<tr><td>4</td><td>2028 年 5 月 1 日至
2029 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 45%；或
（b） 超出「封頂」金額 25,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>5</td><td>2029 年 5 月 1 日至
2030 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 40%；或
（b） 超出「封頂」金額 25,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>6</td><td>2030 年 5 月 1 日至
2031 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 35%；或
（b） 超出「封頂」金額 25,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>7</td><td>2031 年 5 月 1 日至
2032 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 30%；或
（b） 超出「封頂」金額 50,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>8</td><td>2032 年 5 月 1 日至
2033 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 25%；或
（b） 超出「封頂」金額 50,000 元的餘額</td></tr>
<tr><td>9</td><td>2033 年 5 月 1 日至
2034 年 4 月 30 日</td><td>（a） 合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 20%；或
（b） 超出「封頂」金額 50,000 元的餘額</td></tr>
</table>

[1] 「合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額」是指僱主實際支付予僱員的遣散費／長服金轉制後部分，並獲服務處接納的金額。例如，一名僱員根據《僱傭條例》可享有的遣散費／長服金轉制後部分為 50,000 元，僱主可選擇以可「對沖」項目（如僱主供款（自願性）強積金計劃權益、按服務年數支付的酬金等）抵銷僱員的遣散費／長服金轉制後部分。假設僱主以（i）5,000 元的僱主供款（自願性）強積金計劃權益及（ii）10,000 元的酬金抵銷僱員的遣散費／長服金轉制後部分，並支付餘下的 35,000 元（即 50,000 元 – 5,000 元 – 10,000 元）予僱員，合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額為 35,000 元。如僱主沒有以任何可「對沖」項目抵銷僱員的遣散費／長服金轉制後部分，並支付 50,000 元予僱員，用以計算資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額則為 50,000 元。

在第 10 至 25 個資助年度期間，資助款額按合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額，及適用資助年度的資助比率計算。		
10	2034 年 5 月 1 日至 2035 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 20%
11	2035 年 5 月 1 日至 2036 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 20%
12	2036 年 5 月 1 日至 2037 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 15%
13	2037 年 5 月 1 日至 2038 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 15%
14	2038 年 5 月 1 日至 2039 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 10%
15	2039 年 5 月 1 日至 2040 年 4 月 30 日	
16	2040 年 5 月 1 日至 2041 年 4 月 30 日	
17	2041 年 5 月 1 日至 2042 年 4 月 30 日	
18	2042 年 5 月 1 日至 2043 年 4 月 30 日	
19	2043 年 5 月 1 日至 2044 年 4 月 30 日	
20	2044 年 5 月 1 日至 2045 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 5%
21	2045 年 5 月 1 日至 2046 年 4 月 30 日	
22	2046 年 5 月 1 日至 2047 年 4 月 30 日	
23	2047 年 5 月 1 日至 2048 年 4 月 30 日	
24	2048 年 5 月 1 日至 2049 年 4 月 30 日	
25	2049 年 5 月 1 日至 2050 年 4 月 30 日	

表 2：屬同一資助年度 50 萬元界線外的資助申請

資助年度		**資助金額** （按合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額，及適用資助年度的資助比率計算）
1	2025 年 5 月 1 日至 2026 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 50%
2	2026 年 5 月 1 日至 2027 年 4 月 30 日	
3	2027 年 5 月 1 日至 2028 年 4 月 30 日	
4	2028 年 5 月 1 日至 2029 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 45%

5	2029 年 5 月 1 日至 2030 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 40%
6	2030 年 5 月 1 日至 2031 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 35%
7	2031 年 5 月 1 日至 2032 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 30%
8	2032 年 5 月 1 日至 2033 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 25%
9	2033 年 5 月 1 日至 2034 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 20%
10	2034 年 5 月 1 日至 2035 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 15%
11	2035 年 5 月 1 日至 2036 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 10%
12	2036 年 5 月 1 日至 2037 年 4 月 30 日	合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額的 5%
13	2037 年 5 月 1 日至 2038 年 4 月 30 日	不提供資助
14	2038 年 5 月 1 日至 2039 年 4 月 30 日	
15	2039 年 5 月 1 日至 2040 年 4 月 30 日	
16	2040 年 5 月 1 日至 2041 年 4 月 30 日	
17	2041 年 5 月 1 日至 2042 年 4 月 30 日	
18	2042 年 5 月 1 日至 2043 年 4 月 30 日	
19	2043 年 5 月 1 日至 2044 年 4 月 30 日	
20	2044 年 5 月 1 日至 2045 年 4 月 30 日	
21	2045 年 5 月 1 日至 2046 年 4 月 30 日	
22	2046 年 5 月 1 日至 2047 年 4 月 30 日	
23	2047 年 5 月 1 日至 2048 年 4 月 30 日	
24	2048 年 5 月 1 日至 2049 年 4 月 30 日	
25	2049 年 5 月 1 日至 2050 年 4 月 30 日	

4. 申請所屬的資助年度及計算資助款額時適用的資助比率或「封頂」金額取決於終止僱傭合約的有關日期。若個案中合資格申請資助的遣散費／長服金轉制後部分淨額橫跨 50 萬元界線，僱主可得的資助款額則會按比例計算。

5. 如何釐定申請屬於 50 萬元界線內或界線外

當一宗申請獲批時，服務處會將這宗新獲批申請連同申請人名下於較早前獲批並屬同一資助年度的申請（以個別僱員計算）（如有），按其合資格的遣散費／長服金轉制後部分淨額，以降序排列。就這宗新獲批的申請，僱主可獲得的資助款額會視乎其在排序中位列 50 萬元界線內或界線外而計算。有關計算資助款額的範例。